

1. 件名：運転責任者に係る合否判定規程について
2. 日時：令和2年10月28日 13時30分～14時10分
3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ

実用炉監視部門 高須統括監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、久光上級原子炉解析専門官、川原管理官補佐、志賀主任監視指導官、反町主任監視指導官、東原子力規制専門員

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力企画グループ 人材育成担当課長

東北電力株式会社

原子力部原子力技術訓練センター 副長 ほか1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力人材育成センター 運転育成グループ グループマネジャー

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）

東京支社 課長 ほか4名

北陸電力株式会社

原子力部 原子力発電運営チーム 担当

関西電力株式会社

原子力発電部門 発電グループ リーダー

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力人材育成センター 所長

四国電力株式会社

伊方発電所 発電部 発電課 副長

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力運営グループ 担当

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理 Gr 課長

一般社団法人原子力安全推進協会

安全システム本部 人材育成部 運転管理グループ グループリーダー

#### 5. 要旨

- (1) 各事業者を代表して中部電力から、前回面談（本年10月8日）で原子力規制庁からコメントした内容（オンラインによる試験の実施要件など）を再検討した結果について、提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁より、以下の確認内容及び以後の運転責任者に係る合否判定規程の確認は申請を受け付けてから実施するため、今後、確認面談は実施し

ないことを各事業者に伝え、承知した旨回答があった。

- 附属書 K の「K. 2 原子力規制庁への連絡」について、その位置付けを明確にすること。

## 6. 提出資料

資料 1 : 運転責任者判定に係る合否判定規程について